

# 横浜市要介護認定事務センターより

VOL.3

～特記事項を記入する上でのお願い～



横浜市の全ての調査員様へ  
横浜市要介護認定事務センターから調査員様への問合せが多くあった項目について  
お知らせします。ご留意の上、特記事項の記載をお願い致します。



## 【介助の方法：適切な介助の方法として選択する際の留意点について】

実際に介助が行われているのか、適切な介助の方法を選択しているのか、区別がつくような記載をお願いします。

- ・「介助されていない」状態や「実際にに行われている介助」が、対象者にとって「不適切」であると調査員が判断する場合は、その理由を特記事項に記載した上で、「適切な介助の方法」を選択します。

### 2-1 移乗

×「独居。ふらつきがあるため見守り等を選択。」

→適切な介助の方法を選択する際は①実際に介助されている（されていない）状況②不適切と考えた理由、事実  
③適切な介助の方法を記載する事が大切です。

○「①独居で介助は行われていないが、ふらつきがありベッドからポータブルトイレへの移乗の際に②転げ落ち、足にアザが出来ている。③声掛けし注意を促せば自分で移乗が出来ると判断し④見守り等を選択。」

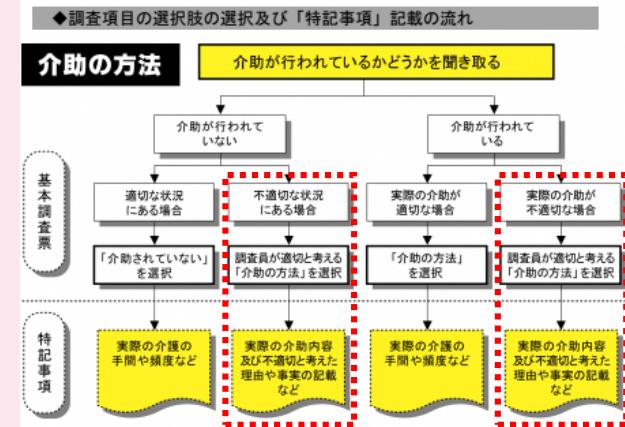
「要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂」 P.24の図を再度ご確認ください。

適切な介助を選択する場合、特記事項には次の内容を記載します。

- ①実際に介助されている（されていない）状況
- ②不適切と考えた具体的な理由、事実
- ③適切な介助の方法

※上記3点を記載する事で、介護認定審査会で一次判定の修正・確定の判断材料となります。

「独居」だけでは不適切な状況が分からぬため具体的な理由を記載してください。



## 【介助の方法：頻回な状況から選択する際の留意点について】

### 2-2 移動

食事、排泄、入浴等で必要な場所への移動について評価します。

頻回な状況から選択した場合は、日頃の状況等について具体的な内容を記載してください。

×「短い距離なら車椅子で自走する。長距離や曲がり角は職員が介助する。一部介助を選択」

→移動の距離ではなく、必要な場所への移動の頻度・介助の方法で選択します。

○「自室内のトイレは自走（4~5回/日）。食堂（3回/日）へ行くときは曲がり角で職員が介助する。

風呂（3回/週）へは職員が車椅子を押している。頻回な状況から介助されていないを選択。」

### 2-5 排尿

排尿の一連の行為について介助が行われているか評価します。

頻回な状況から選択した場合は、日頃の状況等について具体的な内容を記載してください。

×「トイレで排泄する際は、一連の行為は自立。失禁の際には交換が出来ないため介助している。

一部介助を選択。」

→介助の方法が異なる場合は、トイレでの排泄と失禁のそれぞれの頻度を記載することが大切です。

○「トイレで排泄（5~6回/日）する際は、一連の行為は自立。失禁が1日に1回あり、リハビリパンツの交換が出来ないために介助している。頻回な状況より介助されていないを選択。」

## 【2-5 排尿・2-6 排便】

「リハビリパンツ、紙パンツ、おむつ等の片付け」は排尿・排便の一連の行為には含まれません。

※リハビリパンツ、紙パンツ、おむつ等の片付けは定義には含まれませんが、特記事項に記載する事で、審査会で介護の手間に係る審査判定をする情報となります。

テキストに記載されている一連の行為について、介助が行われているかどうか(またはその適切性)に基づいて評価します。

× 「リハビリパンツの交換は出来るが、汚れたリハビリパンツを引き出しにしまい込む。ヘルパーが訪問時に引き出しを確認し、片付けています。一部介助を選択。」

→リハビリパンツ等の片付けは選択基準には含まれません。交換は出来るので、他に排泄の一連の行為において介助が発生していなければ「介助されていない」を選択します。

○ 「リハビリパンツの交換は出来るが、汚れたリハビリパンツを引き出しにしまい込む。ヘルパーが訪問時に引き出しを確認し、片付けています。介助されていないを選択。」

## 【5-6 簡単な調理】

「一部介助」の選択基準について再確認をお願いします。

※簡単な調理の選択基準の基本的な考え方

①最初に「炊飯」、「弁当、総菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」のうち、対象者に実際に発生している項目を特定します。

②「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」について、より頻回にみられる調理の状況や日頃の状況で選択します。

× 「娘が炊飯するが、レンジを使うこともある。一部介助を選択。」

→炊飯とレンジでの温めのそれぞれの頻度を記載する事が大切です。

○ 「娘が毎日炊飯を行う。おかずの温めはレンジを使い本人がしているが、週に3~4回程度。

頻度より全介助を選択」

【炊飯】

全介助

頻度：娘が毎日

【惣菜の温め】

介助されていない

頻度：本人が週に3~4回

即席めんの調理

評価から除外する

頻度：発生しない



頻度多い >>>>> 少ない >>>>>> 発生なし

※「一部介助」を選択する場合の考え方

「炊飯」のみが行われている場合は、「炊飯」について発生する行為（計量、洗米、スイッチを入れる等）を特定し、それらの行為の全てに介助が行われている場合には「全介助」を、部分的に介助が行われている場合には「一部介助」を選択する。

（厚生労働省事務連絡平成21年9月30日 要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A 問14より抜粋）

「一部介助」の例 炊飯のみが発生。行為の一部に介助が行われている

米の計量  
(家族)

洗米  
(家族)

適切な量の水を入れる  
(家族)

炊飯器のスイッチを入れる  
(本人)

- 「炊飯は1日2回、洗米は家族が行うが、本人がスイッチを入れる。一部介助を選択」

・電話番号の記載誤りについて

調査票（概況調査）に記載の電話番号の記載誤りや記載漏れ等の不備があります。

認定事務センターからは記載の電話番号に問合せしますので、お間違えの無いようご注意ください。